平成２５年（フ）第４５０号
和歌山市内原483番地の12
債務者　中居　昭弘
1　決定年月日時　平成26年１月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第１０１号
山口県光市上島田７丁目７番17号
債務者　田中るみこ
1　決定年月日時　平成26年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月10日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２６年（フ）第３号
山口県周南市大字徳山6775番地の８、前住所
山口県周南市大字八代2383番地の５
債務者　大田　泰行
1　決定年月日時　平成26年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月10日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２５年（フ）第２３９４号
札幌市西区発寒12条４丁目６番６号
債務者　元吉　歩美
1　決定年月日時　平成26年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２４５８号
札幌市手稲区新発寒７条２丁目４番１号　ソシアルトミイＮｏ．51―１号
債務者　濱井　紀昭
1　決定年月日時　平成26年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２４８９号
札幌市東区北24条東16丁目３番１―401号
債務者　萬　　直樹
1　決定年月日時　平成26年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２５１４号
札幌市東区東苗穂９条３丁目４番15号
債務者　松本　健史
1　決定年月日時　平成26年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２５２８号
札幌市東区中沼西１条１丁目10番２号　オークハウスＡ101号
債務者　旭　　貴幸
1　決定年月日時　平成26年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２５３９号
北海道北広島市若葉町２丁目１番地　１―101
債務者　保月　良夫
1　決定年月日時　平成26年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１３号
札幌市西区八軒４条西２丁目２番８号　ハイツ栄101号
債務者　笹森　和彦
1　決定年月日時　平成26年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第５号
群馬県高崎市柳川町32番地１　岩佐ビル１Ｆ
債務者　島田　　豊
1　決定年月日時　平成26年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月27日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２５年（フ）第４３２号
相模原市中央区清新３丁目13番19号　インベストメント清新301
債務者　小池　紀子
1　決定年月日時　平成26年１月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月27日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第８６号
居所新潟県三条市本町５丁目２番30号　社会医療法人嵐陽会三之町病院内、住民票上の住所新潟県三条市東裏館２丁目21番28号　三原ビル203
債務者　下西　　進
1　決定年月日時　平成26年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月27日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２６年（フ）第２号
新潟県三条市三竹１丁目８番５―113号、前住所新潟県三条市居島８番７号　コーポよこやま12号
債務者　小山　　孝
1　決定年月日時　平成26年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月27日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２６年（フ）第３号
新潟県三条市三竹１丁目８番５―113号、前住所新潟県三条市居島８番７号　コーポよこやま12号
債務者　小山　廣子
1　決定年月日時　平成26年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月27日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２６年（フ）第２号
岐阜県中津川市付知町7002番地
債務者　寺西　尚三
1　決定年月日時　平成26年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月27日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２５年（フ）第１１５５号
堺市東区日置荘西町３丁22番12号
債務者　木下由美子
1　決定年月日時　平成26年１月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月27日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係